

核兵器禁止条約の日本政府の調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122か国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。このように、核兵器禁止条約は、ヒバクシャとともに我々国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全禁止につながる画期的なものです。9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まり、2018年5月には、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の58カ国に広がっています。

今、北東アジアにおいては大きな変化が生まれています。4月27日には、板門店で南北首脳会談が開かれ、朝鮮半島の「完全な非核化」と「朝鮮戦争の終結を宣言し、停戦協定を平和協定に転換する」という歴史的合意がなされました。

日本政府は、北朝鮮の「脅威」を最大の理由に、核兵器禁止条約に背を向け続けてきましたが、核兵器に固執する姿勢は、北東アジアの緊張を招くばかりです。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して核兵器廃絶に取り組むべきです。

その証として、当議会は日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を地方自治法第99条に基づき提出します。

平成30年7月2日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣	外務大臣
--------	------